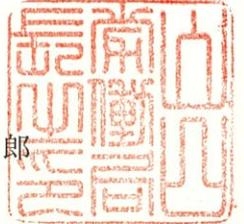




山口労発基 0205 第 1 号
令和 7 年 2 月 5 日

山口地方労働審議会
会長 鍋山 祥子 殿

山口労働局長
友住 弘 一 郎



山口県学校服製造業最低工賃の廃止決定について（諮問）

家内労働法第 10 条の規定に基づき、山口県学校服製造業最低工賃（令和 6 年山口労働局最低工賃公示第 1 号）の廃止決定について、貴会の調査審議をお願いする。

令和6年度 第2回山口地方労働審議会

最低工賃関係資料

- 1 第14次最低工賃改正計画 ……………資料 No 1
- 2 第14次最低工賃新設・改正計画方針 ……………資料 No 2
- 3 山口県学校服製造業最低工賃額一覧表 ……………資料 No 3
- 4 令和6年度 山口県学校服製造業に係る家内労働実態調査結果
同ヒアリング調査結果の概要 ……………資料 No 4
- 5 最低工賃決定（改定）状況 ……………資料 No 5
- 6 品目・規格別委託者数、家内労働者数、平均工賃単価 ……………資料 No 6
- 7 委託者 A 品目・規格別家内労働者数、平均工賃単価 ……………資料 No 7
- 8 工賃額の決め方、委託量の変化等 ……………資料 No 8

第 14 次最低賃金改正計画

山口労働局

令和 4 年度	山口県男子既製洋服・学校服・作業服製造業
令和 5 年度	山口県和服裁縫業
令和 6 年度	山口県学校服製造業

第 14 次最低工賃新設・改正計画方針

山口労働局

1 改正について

(1) 計画的な改正

最低工賃については、実効性の確保を図るため、最低工賃改正計画に従い、見直しを行う。

なお、工程・規格等が業務実態と乖離している最低工賃については、工賃額のみならず工程・規格等についても見直しを行い、必要な改正を行う。

(2) 改正諮問の見送り

実態調査を実施する等、産業界の動向を勘案しつつ、最低工賃改正計画に従った改正を行う状況にないと判断する場合には、地方労働審議会においてその旨の説明を行い、公労使三者の了解を得た上で、当該最低工賃についての改正諮問の見送りを行う。

2 新設について

最低工賃の新設については、設定の必要性が高い業種のうち、次のいずれかに合致するものから優先的に実施する。

- ① 関係団体から、新設の要請がなされているもの
- ② 継続性のある業種で、家内労働者数が相当数存在するもの
- ③ 他地域との関連性が強い業種

3 廃止について

適用家内労働者が 100 人未満に減少し、将来も増加する見通しが無いなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、廃止することも検討する。

なお、当該最低工賃の廃止に当たっては、地方労働審議会の意見を十分に踏まえる。

山口県学校服製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者
山口県の区域で学校服製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 最低工賃額
次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品 目		工 程	規 格	金 額
男子学校服	上 衣	糸くず取り		1枚につき 25円
	ズ ボ ン	ボタン付け	小ボタン(4つ穴)、糸足つきで、根巻き2回以上のもの	1個につき 12円
		糸くず取り		1本につき 23円
女子学校服	ス ー ツ 型 上 衣	そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間に9針以上のもの	1枚につき 180円
		身返しすそまつり		1枚につき 25円
		ボタン付け	中ボタン(4つ穴)、糸足つきで、根巻き3回以上のもの	1個につき 13円
		玉ぶちボタンホール始末		1か所につき 39円
		糸くず取り		1枚につき 25円
	セーラー型 上 衣	そでロスナップ付け	2本どりで8回通しのもの	1組につき 19円
		フロントスナップ付け		1組につき 19円
		糸くず取り		1枚につき 22円
	ス カ ー ト	わきかぎホック付け		1組につき 25円
		わきスナップ付け	2本どりで8回通しのもの	1組につき 18円

4 効力発生の日 令和6年2月3日

委託者は、家内労働法第14条により、この表に定められた最低工賃額以上の金額を支払わなければなりません。

詳しくは、山口労働局労働基準部賃金室（電話 083-995-0372）にお尋ね下さい。

令和6年度 山口県学校服製造業に係る家内労働実態調査結果
同ヒアリング調査結果の概要

山口労働局労働基準部賃金室

(概要)

令和6年度家内労働概況調査の結果、県内で学校服製造業を業として営む委託者は、1委託者のみであることが明らかとなっており、令和6年10月末日現在において当該1委託者あてに調査票を発送し、令和6年度山口県学校服製造業に係る家内労働実態調査を行ったものである。

その結果、最低工賃の適用を受ける品目・工程を委託する委託者は1委託者、最低工賃設定品目を受託する家内労働者（以下、「適用家内労働者」という。）は41人であり、平成27年以降適用家内労働者数が100人を下回っている状況であることが明らかになった。

また、1委託者の最低工賃の推移を前回調査時（令和4年）と比較すると2品目3工程が増額している。

さらに、委託者から「工賃額を決定する際は、最低工賃額のみを基礎に検討して自社独自に決定するというものではなく、類似業務に従事する雇用労働者の賃金、納入価格や利益、家内労働者の希望を重視している。」との意見があった。

なお、調査にあたり、委託者に対し、別途ヒアリングを実施した。

(詳細)

1 委託者数、家内労働者数の推移

- (1) 令和6年10月末日現在、最低工賃の適用を受ける品目・工程を委託する委託者は1委託者、適用家内労働者は41人であった。昭和50年の最低工賃新設時と比較して、委託者数は26減(-96.2%)、家内労働者数は671人減(-90.1%)である。
- (2) 前回調査（令和4年）時と比較して、最低工賃の適用を受ける品目・工程を委託する委託者数は1委託者減(-50.0%)、適用家内労働者数は7人減(-14.5%)となっており、適用家内労働者数は平成27年の調査以降、100人を下回っている。

(資料No. 5「最低工賃決定（改定）状況」)

2 最低工賃を設定している品目・工程ごとの家内労働者の状況

最低工賃を設定している5品目・13工程のうち4品目・8工程に委託実績があった。委託実績のあった4品目・8工程ごとの適用家内労働者数は、11～22人で前回調査（令和4年）時と比較すると4工程において適用家内労働者が減少している。

（資料No. 6「品目・規格別委託者数、家内労働者数、平均工賃単価」）

3 最低工賃を設定している品目・規格ごとの工賃額

(1) 最低工賃の設定がある5品目・13工程のうち1品目・1工程に係る平均工賃単価は、前回調査時の令和4年と比較すると増額していた。

最低工賃の設定がある5品目・13工程のうち1品目・2工程に係る平均工賃単価が減額しているが、これは前回調査（令和4年）時にたまたま最低工賃の適用を受ける品目・工程を委託する委託者が今年度調査対象となった委託者とは別に1委託者おり、当該1委託者が平均工賃単価を引き上げていたものである。当該1委託者は既に事業廃止となっており、今年度の調査対象となった1委託者の最低工賃の推移に限って前回調査時（令和4年）と比較すると2品目3工程が増額している。

(2) 適用を受ける品目・工程を委託する1委託者の工賃設定の理由（基準）については、「類似業務に従事する雇用労働者の賃金、納入価格や利益、家内労働者の希望」を重視しているとのことであった。

（資料No. 6「品目・規格別委託者数、家内労働者数、平均工賃単価」）

（資料No. 7「委託者A 品目・規格別家内労働者数、平均工賃単価」）

（資料No. 8「工賃額の決め方、委託量の変化等」）

4 最低工賃支払状況

(1) 最低工賃の適用を受ける品目・工程を委託する1委託者の委託量について前回調査時と比較すると、「変化なし」であった。

(2) 工賃支払額について前回調査時と比較すると、「増加」していた。

(3) 最低工賃の適用を受ける品目・工程を委託する1委託者が、令和5年10月分として家内労働者19人に支払った1か月の工賃支払額の分布は、1～2万円未満が18人で最も多く、1万円～4万円未満が33人であり、全体の半数以上を占めていた。

（資料No. 8「工賃額の決め方、委託量の変化等」）

5 学校服製造業の最低工賃を設定している都道府県について

現在、学校服製造業の最低工賃を設定している都道府県は、山口県のみである。

6 学校服製造業の業況

業況については、委託者から「学ランをブレザー制服へ変更する学校が増加傾向にあり、一定の受注を確保できている。また、現段階では私服の学校は少なく、業績は悪くない。ただし、約10年後は、少子化の影響を受け、業況が悪化すると考えている。」との意見があった。

7 最低工賃の改正等に関する意見

- (1) 委託者からは、「率直に言って最低工賃が廃止、存続のどちらになっても良い。」との前置きがあった上で次のとおり意見があった。
- (2) 最低工賃の改正に関して委託者からは、「最低工賃が存続するのであれば、数年は据え置きを望む。ただし、最低賃金が改正されていることや昨今の物価上昇に伴い、適用家内労働者の工賃を据え置くことはできず、随時工賃の見直しを行っていきたい。」との意見があった。

- (3) 最低工賃の廃止に関して委託者からは、「昨年、工賃改定の際に労働局からヒアリングを受けたが、その際には、廃止しても構わないという気持ちが強かった。最低工賃が存続することになると家内労働実態調査に定期的に協力する必要があり、面倒だと思うところもある。」との意見があった。

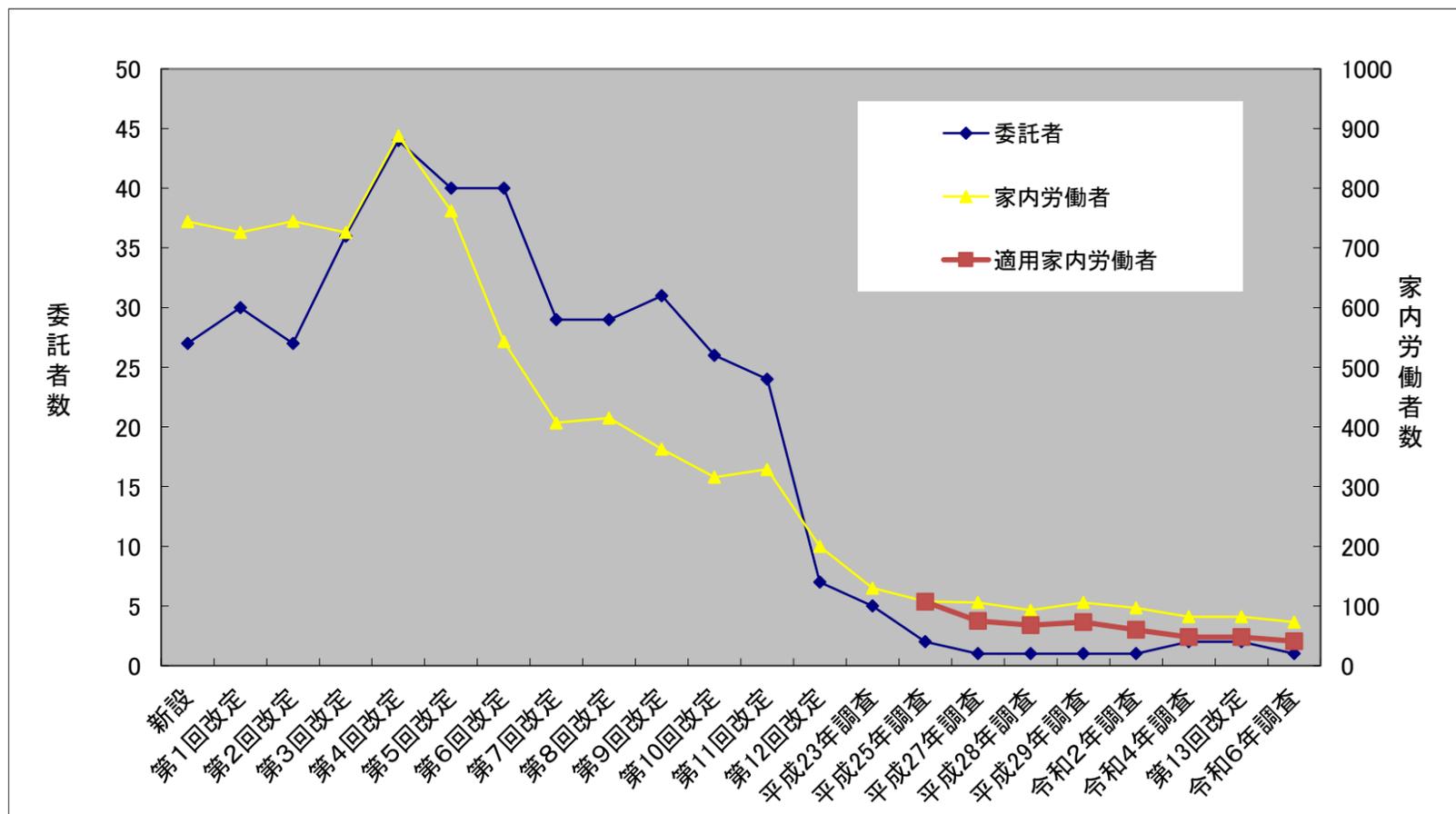
また、委託者からは、「最低工賃を廃止決定する基準として「適用家内労働者数が100人未満に減少し、将来も増加する見通しがないなど…」という計画があり委員から廃止が適当との意見があれば、廃止することが適当という考えも一理あると思う。」との意見があった。

さらに、委託者からは、「本年以降、当社内で工賃額を決める際、最低工賃が支払額の基準となっている側面もあり、存続することになればそれはそれで問題ないと考えている。ただ、工賃額を決定する際は、最低工賃額のみを基礎に検討して自社独自に決定するというものではなく、類似業務に従事する雇用労働者の賃金、納入価格や利益、家内労働者の希望を重視している。いずれにせよ、存続、廃止のどちらになったとしても異論はなく、最終的には、地労審の委員の決定に従う。」との意見があった。

- (4) なお、家内労働者からは、引上げ、据え置き、廃止のいずれについても意見はなかった。
- (5) 業界団体であった山口県繊維加工協同組合は休眠状態である。

最低工賃決定(改定)状況

業 種	改 定 回 数	委 託 者	家内労働者	適用家内労働者	公示年月日	効力発生年月日
山口県学校服製造業 ※令和4年調査以前は、山口 県男子既製洋服・学校服・作 業服製造業に係る人数であ る。	新 設	27	744		50. 8. 2	50. 9. 1
	第 1 回 改 定	30	726		55. 5. 15	55. 6. 14
	第 2 回 改 定	27	745		58. 4. 8	58. 5. 8
	第 3 回 改 定	36	726		61. 3. 25	61. 5. 1
	第 4 回 改 定	44	888		元. 4. 27	元. 5. 27
	第 5 回 改 定	40	762		4. 4. 8	4. 5. 10
	第 6 回 改 定	40	543		6. 3. 22	6. 5. 10
	第 7 回 改 定	29	407		8. 3. 28	8. 5. 10
	第 8 回 改 定	29	415		10. 3. 9	10. 5. 10
	第 9 回 改 定	31	363		12. 3. 29	12. 5. 10
	第 10 回 改 定	26	316		14. 4. 1	14. 5. 10
	第 11 回 改 定	24	329		17. 3. 28	17. 5. 10
	第 12 回 改 定	7	200		21. 4. 7	21. 5. 10
	平成23年調査	5	130		-	-
	平成25年調査	2	108	107	-	-
	平成27年調査	1	106	75	-	-
	平成28年調査	1	93	68	-	-
	平成29年調査	1	106	73	-	-
	令和2年調査	1	97	60	-	-
	令和4年調査	2	82	48	-	-
	第 13 回 改 定	2	82	48	6. 1. 4	6. 2. 3
	令和6年調査	1	73	41	-	-



品目・規格別委託者数、家内労働者数、平均工賃単価

	品目	作業工程	規格	工賃額の設定単位	最低工賃額	平均工賃単価						委託者数						家内労働者数						
						27年	28年	29年	2年	4年	6年	27年	28年	29年	2年	4年	6年	27年	28年	29年	2年	4年	6年	
男子学校服	上衣	糸くず取り		1枚	円 25	円 銭 22 00	円 銭 22 00	円 銭 22 00	円 銭 25 00	円 銭 25 00	円 銭 25 00	1	1	1	1	1	1	人 30	人 29	人 30	人 20	人 14	人 11	
	ズボン	ボタン付け	小ボタン(4つ穴)、糸足つきで根巻き2回以上のもの	1個	12	11 00	11 00	11 00	11 00	12 00	12 00	1	1	1	1	1	1	28	27	10	12	8	12	
		糸くず取り			1本	23	22 00	22 00	22 00	25 00	25 00	25 00	1	1	1	1	1	1	28	27	10	12	8	12
女子学校服	スーツ型上衣	そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間に9針以上のもの	1枚	180																			
		身返しすそまつり		1枚	25																			
		ボタン付け	中ボタン(4つ穴)、糸足つきで根巻き3回以上のもの	1個	13	12 00	12 00	12 00	12 00	12 00	13 00	1	1	1	1	1	1	32	29	21	22	14	19	
		玉ぶちボタンホール始末		1か所	39																			
		糸くず取り			1枚	25	22 00	22 00	22 00	25 00	25 00	25 00	1	1	1	1	1	1	32	29	22	22	14	19
	セーラー型上衣	そでロスナップ付け	2本どりで8回通しのもの		1組	19	18 00	18 00	18 00	18 00	24 34	19 00	1	1	1	1	2	1	15	12	20	23	26	22
		フロントスナップ付け			1組	19	18 00	18 00	18 00	18 00	24 34	19 00	1	1	1	1	2	1	15	12	20	23	26	22
		糸くず取り			1枚	22	22 00	22 00	22 00	25 00	25 00	25 00	1	1	1	1	1	1	15	12	20	23	25	22
	スカート	わきかぎホック付け			1組	25																		
		わきスナップ付け	2本どりで8回通しのもの		1組	18																		

委託者A 品目・規格別家内労働者数、平均工賃単価

	品目	作業工程	規格	工賃額の設定単位	最低工賃額	工賃単価						適用家内労働者数					
						27年	28年	29年	2年	4年	6年	27年	28年	29年	2年	4年	6年
男子学校服	上衣	糸くず取り		1枚	円 25	円 銭 22 00	円 銭 22 00	円 銭 22 00	円 銭 25 00	円 銭 25 00	円 銭 25 00	人 30	人 29	人 30	人 20	人 14	人 11
	ズボン	ボタン付け	小ボタン(4つ穴)、糸足つきで根巻き2回以上のもの	1個	12	11 00	11 00	11 00	11 00	12 00	12 00	28	27	10	12	8	12
		糸くず取り		1本	23	22 00	22 00	22 00	25 00	25 00	25 00	28	27	10	12	8	12
女子学校服	スーツ型上衣	そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間に9針以上のもの	1枚	180												
		身返しすそまつり		1枚	25												
		ボタン付け	中ボタン(4つ穴)、糸足つきで根巻き3回以上のもの	1個	13	12 00	12 00	12 00	12 00	12 00	13 00	32	29	21	22	14	19
		玉ぶちボタンホール始末		1か所	39												
		糸くず取り		1枚	25	22 00	22 00	22 00	25 00	25 00	25 00	32	29	22	22	14	19
	セーラー型上衣	そでロスナップ付け	2本どりで8回通しのもの	1組	19	18 00	18 00	18 00	18 00	18 00	19 00	15	12	20	23	25	22
		フロントスナップ付け		1組	19	18 00	18 00	18 00	18 00	18 00	19 00	15	12	20	23	25	22
		糸くず取り		1枚	22	22 00	22 00	22 00	25 00	25 00	25 00	15	12	20	23	25	22
	スカート	わきかぎホック付け		1組	25												
		わきスナップ付け	2本どりで8回通しのもの	1組	18												

工賃額の決め方、委託量の変化等

1. 工賃単価を決定する際に重視している事項

- ・ 類似業務に従事する雇用労働者の賃金
- ・ 納入価格や利益
- ・ 家内労働者の希望

2. 2年前（令和4年10月末）と比較した現状について

製品の値動き状況……………変わらない
 生産量 ……………変わらない
 工賃額 ……………上がった

3. 工賃額階級別適用家内労働者数

工賃額	令和6年10月に委託実績のある適用家内労働者数	
	男(人)	女(人)
0円	0	0
1～19,999円	0	18
20,000～29,999円	0	8
30,000～39,999円	0	7
40,000～49,999円	0	3
50,000～59,999円	0	1
60,000～69,999円	0	3
70,000～79,999円	0	1
80,000～89,999円	0	0
90,000～99,999円	0	0
100,000～109,999円	0	0
110,000～120,000円	0	0
合計	0	41